指定特定相談支援事業所ゆい運営規程

社会福祉法人 そよかぜ

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人そよかぜが開設する指定特定相談支援事業所ゆい(以下「事業所」という。)が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法、以下「法」という。)に基づく指定計画相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障害福祉サービスを利用する障害者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、 利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 5 事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- 6 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常に その改善を図る。
- 7 事業の実施にあたっては、前6項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 指定特定相談支援事業所ゆい
- 2 所在地 東京都羽村市栄町3-3-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管理者 1名
 - 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 年間の休日 土日祝日、夏季休業、年末年始休業、法人が定める休日

(主たる対象とする障害の種類)

第6条 事業者は主たる対象者を以下のとおりとする。

知的障害者

精神障害者

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

- 第7条 この事業所が提供する指定計画相談支援の内容は次のとおりとする。
 - ①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
 - ②指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援の提供方法及び内容は、第2条 に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を 踏まえて作成するように努める。
 - ②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した 日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継 続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。
 - ③相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活 全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加え て、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該 地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用 計画上に位置付けるよう努める。
 - ④相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
 - ⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、 利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評

価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行う。

- ⑥相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- ⑦相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定 障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセス メントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービ ス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援 助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達 成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、 厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成す る。
- ⑧相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- ⑨相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。
- ⑩相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- ⑩相談支援専門員は、前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- ⑩相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画 を利用者等及び担当者に交付する。
- 3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用援助の提供方法及び内容は、第 2 条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
 - ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の 把握(利用者についての継続的な評価を含む。(以下「モニタリング」という。))を 行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等と の連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認 められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。
 - ②相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。
 - ③前項第1号から第7号及び第10号から第12号までの規定は、サービス等利用計画の変更について準用する。

- ④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合 又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害 者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。
- ⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(計画相談支援対象障害者等から受領する費用の額等)

- 第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の実費の支払を計画相談支援対象障害者等から徴収することができる。
- 3 事業所は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用 を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しなければならない。
- 4 事業所は、第二項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。 羽村市及び近隣地域

(苦情解決)

- 第10条 提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が 行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質 問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその 家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が 行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若し くは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情 に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場

合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用 契約の内容とする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。
- 5 事業所は、職員、設備・備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 6 事業所は、会計に関する記録(指定計画相談支援の提供に係る介護給付費の請求に 関するものに限る)及び利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる 記録を整備し、当該指定計画相談支援の提供を完結した日から5年間保存する。
 - ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ロ アセスメントの記録
 - ハ サービス担当者会議等の記録
 - ニ モニタリングの結果の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人そよかぜと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。